

## 社会福祉法人明康会 評議員および役員等報酬の基準

令和3年 4月 1日

社会福祉法人明康会評議員会

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明康会定款第8条および第21条の規定に基づき、評議員および役員等の報酬の基準について定める。

### (評議員の報酬の基準)

第2条 評議員に対する報酬は、総額で年間20万円を限度として支給できるものとする。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。
- 3 評議員に対する旅費は、交通費と日当とし、金額は別表1のとおりとする。

### (役員報酬)

第3条 理事および監事に対する報酬は、総額で年間25万円を限度として支給できるものとする。

ただし、法人業務に従事する理事については、勤務実態に即して報酬を支給するものとし、給与規程により定める。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 役員に対する旅費は、交通費と日当とし、金額は別表2のとおりとする。

### (評議員選任・解任委員の報酬)

第4条 評議員選任・解任委員に対する報酬は、総額で年間5万円を限度として支給できるものとする。

- 2 評議員選任・解任委員には、費用を弁償することができる。
- 3 評議員選任・解任委員に対する旅費は、交通費と日当とし、金額は別表3のとおりとする。

### (その他)

第5条 この基準に定めのない事項については、理事長が状況により判断し、次期評議員会に報告し承認を得るものとする。

### (附則)

この基準は平成29年4月1日より施行する。

この基準は令和3年4月1日より施行する。

別表1 評議員等役員の旅費支給基準

支給対象者	交 通 費		日 当 (手取り額)
	浜松市内	浜松市外	
評議員	無し	・公共交通機関 実費	半日 5,000 円
理事及び監事			1 日 10,000 円
評議員選任・解任委員		・自家用車 無し	・宿泊を伴う場合 宿泊費は別途 実費を支払う。